

日本語能力試験 受験特別措置 障害別対応リスト

日本語能力試験の特別措置における、障害別の基本的な対応は下記のとおりです。ただし、申請者の障害の種類や程度によって、可能な範囲で柔軟に対応する方針ですので、下記の内容と異なる措置を希望する場合は、早めに国際交流基金日本語試験センターにご相談ください。

1. 視覚障害

障害の詳細	基本的な特別措置内容				
	試験問題冊子	解答方法	試験時間延長		試験室 その他
(1) 全盲、弱視 (点字による教育を受けている者)	点字問題	点字による解答 ※1	N1 N2 N3・N4 N5 N3・N4・N5	言語知識・読解：1.6 倍 言語知識・読解：1.7 倍 言語知識（文字・語彙）：1.3 倍 言語知識（文字・語彙）：1.2 倍 言語知識（文法）・読解：2 倍	別室 ・聴解は試験時間当たりの触読文字数の調整 ・文字・語彙は、語彙部分のみを受験。
(2) 弱視	問題冊子の拡大印刷 (基本は 141%、A4→A3) ※2	問題冊子に直接書き込み、あとで転記 ※3	全レベル N1・N2 N3・N4・N5	聴解：1.3 倍 言語知識・読解：1.5 倍 言語知識（文字・語彙）：1.3 倍 言語知識（文法）・読解：1.5 倍	別室 拡大鏡、拡大読書器(※4)や電気スタンド等の使用も可。

※1 本人が点字器等を持参する。点字解答用紙は日本で墨訳を行うので、そのまま基金へ返送。

※2 拡大問題冊子を利用する場合は、広い机が必要になることに留意する。

※3 試験終了後に、実施機関関係者もしくは基金・大使館関係者が、マークシート解答用紙へ転記する。

※4 拡大読書器については、実施会場に当該設備があるかどうか、また試験当日の使用についても事前に手配が必要であることに留意する。

2. 聴覚障害

障害の詳細	基本的な特別措置内容				
	試験問題冊子	解答方法	試験時間延長	試験室	その他
(1) 失聴	聴解科目を免除	—	—	必要に応じ別室	—
(2) 難聴	聴解試験時にヘッドフォンや補聴器/人工内耳使用	—	—	必要に応じ別室	・スピーカーの近くに座席を配置する ・ヘッドフォンや補聴器は本人持参可

3. 運動障害

障害の詳細	基本的な特別措置内容				
	試験問題冊子	解答方法	試験時間延長	試験室	その他
(1) 上肢	要すれば介助者の配置（問題めくり）	問題冊子に直接書き込み、あとで転記※1	原則として全科目とも 1.3 倍	別室	・椅子、机の高さに配慮※2 ・車椅子、特製机、椅子、クッション等の持参可※2 ・要すれば問題冊子の拡大印刷（基本は 141%、A4→A3） ※3
(2) 下肢	—	—	—	別室（1 階配置等）※2	
(3) その他 頸部、体幹他の受験に影響あると思われる部位	介助者の配置（問題めくり）	問題冊子に直接書き込み、あとで転記※1	原則として全科目とも 1.3 倍	別室	

※1 試験終了後に、実施機関関係者もしくは基金・大使館関係者が、マークシート解答用紙へ転記する。

※2 基金への申請は不要。

※3 拡大問題冊子を利用する場合は、広い机が必要になることに留意する。

4. LD／ADHD 等

障害の詳細	基本的な特別措置内容				
	試験問題冊子	解答方法	試験時間延長	試験室	その他
学習障害等	—	—	障害の度合いにより、 全科目とも 1.3 倍／1.5 倍／2 倍（1.6 倍～2 倍） ※1	別室	・ 要すれば問題冊子の拡大印刷（基本は 141%、A4→A3） ※2 ・ 要すれば聴解問題はスローテープ（再生速度を遅くしたもの）を使用。

※1 N1 と N2 の言語知識・読解については、2 倍とした場合 200 分を超える長時間実施になるため、受験者の要望に応じ、1.6～2 倍の時間延長で対応可能。

※2 拡大問題冊子を利用する場合は、広い机が必要になることに留意する。

5. その他の障害

国際交流基金日本語試験センターにご相談ください。

以上